

申入書

2023年5月18日

〒170-6073 東京都豊島区東池袋3-1-1

サンシャイン60・52F

株式会社クレディセゾン

代表取締役会長 CEO 林野 宏 殿

代表取締役（兼）社長執行役員 COO 水野 克己 殿

スルガ銀行不正融資被害弁護団 団長

同弁護団 団長弁護士 河 合 弘 之

同弁護団 団長弁護士 山 口 廣

同弁護団 副団長弁護士 谷 合 周 三

同弁護団 副団長弁護士 紀 藤 正 樹

同弁護団事務局長弁護士 五 十 嵐 潤

冠省 当職らは、スルガ銀行不正融資被害弁護団（以下「当弁護団」という。）に依頼した被害者らの代理人として、貴社に対し、下記のとおり申し入れをいたします。

当弁護団は、スルガ銀行株式会社（以下「スルガ銀行」といいます）の不正融資を受けてアパート・マンション（以下「アパマン」といいます。）を高値で購入した結果、深刻な経済的危機に瀕している多数のオーナー被害者の方々を救済すべく結成された弁護団です。

今般、マスコミ報道において、貴社が、スルガ銀行の発行済み株式の15%程度を取得したうえで役員を派遣し、持ち分法適用会社にする方針であるとの報道に接しました。本日の取締役会で付議する予定であるとの貴社プレス

リリースも拝見しました。

ところで、貴社も十分ご認識のとおり、スルガ銀行の不正融資事件について、スルガ銀行自身、2018年9月7日の第三者委員会の報告書によってその組織的不正融資の実態を自ら明らかにし、金融庁によって同年10月5日付けで極めて厳しい行政処分（6か月の収益不動産担保融資禁止と本件被害の解決など）が下されています。

スルガ銀行は、30歳代から50歳代の多数のサラリーマンを中心に詐欺的に借金させ、深刻な社会被害をもたらしました（いわゆる「スルガショック」）。これら被害者は、スルガショック以前から、高値掴みさせられた物件の収入では到底借金返済が出来ずに苦しんでいましたが、スルガショック以降もいわゆるシェアハウス関連融資については問題が解決しているにもかかわらず、物件が異なるというだけでアパマン関連融資は解決の目途が立たないという窮地に追い込まれています。これら現実に直面した被害者は、自己破産や家庭崩壊の危機に直面しており、既に自殺者も出ておりますし、精神的に追い詰められてうつ状態で苦しんでいる被害者も少なくありません。

このような窮地を救うべく、当弁護士団は2021年5月に結成後、この2年間にわたりスルガ銀行と交渉してきましたが、その解決の糸口は全く見いだせない状況です。金融庁の行政処分においてもスルガ銀行に対し不正融資問題被害者の債務元本カットも含めた抜本的な解決が指示されているにもかかわらず、スルガ銀行の不誠実な対応でその交渉が遅々として進まない状況なのです。

そんな折に上記の報道に接しました。同報道によれば、スルガ銀行はあたかも当弁護士団依頼者を含む不正融資被害者の被害救済を蔑ろ、後回しにして、スルガ銀行だけが再生する方策を優先していると思えるを得ません。

しかしながら、スルガ銀行の再生の前提として上記被害者の救済は避けて通れない問題であり、被害者救済を後回しにした再生などあり得ないものです。

貴社におかれては、スルガ銀行との間で資本提携をする前に、スルガショックで露呈した本件の不正融資問題の解決が必要不可欠であることを認識ください。この問題が解決されないうちに貴社がスルガ銀行と提携された場合には貴社もこの問題の当事者となることを受容したものと理解いたします。

すなわち、極めて多数の被害者との極めて多数の不良債権処理(訴訟や取立交渉)に貴社が関与し、貴社にとって極めて大きな負担(貴社の社員の方々の負担、レピュテーションリスク等)となりかねないことを予め警告させていただきます。

草々